

本要綱第4条2**対象経費**に記載する経費のうち、「割増賃金・手当」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する割増賃金・手当を助成対象とする。

【割増賃金】

職員若しくは利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は職員に複数の濃厚接触者（※）が発生した場合に、人員不足により時間外業務が発生した職員に対して支給する費用のことをいう。

※「複数の濃厚接触者」とは、濃厚接触者となった職員が2名以上おり、濃厚接触者となって出勤できない日が重複している状態のことをいう。

【割増手当】

新型コロナウイルス感染症に感染した利用者への対応等を行った職員に対して特別に支給する手当のことをいう。（ただし、利用者への対応等を行っていない職員を含めて一律に支給する手当を含まない。）

2 助成の対象期間

原則として事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生した日から収束した日（感染者の療養が終了した日又は濃厚接触者となった職員が1名以下となった日）までとする。

3 助成の上限額

他のかかり増し経費も含めた総額について別添4の基準単価の範囲内で補助するものとし、割増手当の上限額は、次のとおりとする。

○ 令和5年3月16日から9月30日までの勤務の対価として支給する割増手当

原則として、一人につき1日又は1回の勤務にあたり5千円を限度とする。なお、割増手当の単価が5千円を超える場合は、支給額の根拠を示す資料（給与規程、額の決定に係る議事録等）を申請書類に添付し、内容が適正と認められれば、その金額を割増手当の単価とする。

○ 令和5年10月1日以降の勤務の対価として支給する割増手当

一人につき、日額による支給の場合は1日あたり4千円を限度とし、1月あたり2万円を限度とする。また、月額又は時給による支給の場合は、1月あたり2万円を限度とする。

4 その他

「割増賃金・手当等明細書」に記載する対象期間は、新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事した割増賃金・手当の支給対象日を記載すること。